

宮崎市介護給付費等支給決定基準

I. 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意すること。

1. 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、本市の施策の継続性の確保等の観点から、従前の支給量をできるだけ保障すること。
2. 支給決定基準における最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、個々のサービス等利用計画案の内容を踏まえて決定すること。
3. 支給決定基準から乖離しているサービスの種類や支給量を支給決定しようとする場合は、事前に認定審査会に意見聴取を行うことができる。（乖離とは、加算後最大支給量の5割を超える場合とする。）
4. 支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

II. 用語の定義

1. 障がい者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障がい者。
2. 障がい児
児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児法」という。）第4条第2項に規定する障がい児。
3. 基準最大支給量
加算要件に該当しない場合に支給できるサービスの最大支給量。
4. 加算後最大支給量
加算要件を勘案した場合に支給できるサービスの最大支給量。
5. 日中活動系サービス
生活介護、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、地域活動支援センターⅡ型、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。

III. サービスの内容及び対象者

サービス名		内容及び対象者
介護給付	居宅介護 【法第5条第2項】	【内容】 障がい者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。 (1) 身体介護 居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）を中心としたサービス。 (2) 家事援助 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困

		難であり、家事援助（調理、洗濯、掃除等）を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるサービス。 （３）通院等介助（身体介護を伴う・伴わない） 通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）又は官公署並びに相談支援事業所等への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を中心としたサービス。 （４）通院等乗降介助 通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助を行うサービス。 【対象者】 障がい支援区分が１以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合。）である者。 ただし、通院等介助（身体介護を伴う）を算定する場合にあっては、以下のいずれにも該当する者。 （ア）障がい支援区分２以上の者。 （イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち、①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 ①「歩行」：「全面的な支援が必要」 ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ④「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ⑤「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
	重度訪問介護 【法第５条第３項】	【内容】 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を有するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。 【対象者】 障がい支援区分が４以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合を含む。）であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者。 （１）次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当していること。 （ア）二肢以上に麻痺等があること。 （イ）障がい支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 （２）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である者。

同行援護 【法第 5 条第 4 項】	【内容】 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行う。 【対象者】 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が 1 点以上の者。
行動援護 【法第 5 条第 5 項】	【内容】 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。 【対象者】 障がい支援区分が 3 以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合。）である者。
療養介護 【法第 5 条第 6 項】	【内容】 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。 【対象者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として以下のいずれかに該当する者。 (1) 障がい支援区分 6 に該当する者であって、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。 (2) 障がい支援区分 5 以上に該当する者であって、次の (ア) から (エ) のいずれかに該当する者。 (ア) 重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者 (イ) 医療的ケアの判定スコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が 16 点以上の者。 (ウ) 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。 (エ) 遷延性意識障がい者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。 (3) (1) 及び (2) に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市が認めた者。

	(4) 平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）第 5 条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第 50 条第 1 項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用するものであること。
生活介護 【法第 5 条第 7 項】	【内容】 障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。 【対象者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。 (1) 障がい支援区分 3（障がい者支援施設に入所する者は区分 4）以上である者。 (2) 年齢が 50 歳以上の場合は障がい支援区分が 2（障がい者支援施設に入所する者は区分 3）以上である者。 (3) 障がい者支援施設に入所する者であって障がい支援区分 4（50 歳以上の場合は障がい支援区分 3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が必要と認めた者。
短期入所 【法第 5 条第 8 項】	【内容】 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由等により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の必要な支援を行う。 【対象者】 障がい支援区分 1 以上の者（障がい児支援区分 1 以上の障がい児）。

	重度障害者等包括支援 【法第5条第9項】	【内容】 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。 【対象者】 障がい支援区分6（障がい児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者。 （1）重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、（ア）（イ）のいずれかに該当する者。 （ア）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型） （イ）最重度知的障がい者（Ⅱ類型） （2）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）
	施設入所支援 【法第5条第10項】	【内容】 施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。 【対象者】 （1）生活介護を受けている者であって、障がい支援区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上の者。 （2）自立訓練又は就労移行支援を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。 （3）生活介護を受けている者であって障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が必要と認めた者。 （4）就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が必要と認めた者。
訓練等 給付	自立訓練（機能訓練） 【法第5条第12項】	【内容】 障がい者に障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 【対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。 （1）入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。 （2）特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。

	自立訓練(生活訓練) 【法第5条第12項】	【内容】 障がい者に障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 【対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。 (2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等。
	宿泊型自立訓練 【法第5条第12項】	【内容】 障がい者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行う。 【対象者】 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。
	就労選択支援 【法第5条第13項】	【内容】 就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障がい福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。 【対象者】 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。

	就労移行支援 【法第5条第14項】	【内容】 就労を希望する65歳未満の障がい者若しくは65歳以上の障がい者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。 【対象者】 （1）就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者。 （2）あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者。 （3）通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの ※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。
--	------------------------------	---

	就労継続支援A型 【法第5条第15項】	【内容】 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 【対象者】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。具体的には次のような例が挙げられる。 （1）就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。 （2）特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者。 （3）企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。 （4）通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。
--	--------------------------------	---

	就労継続支援B型 【法第5条第15項】	【内容】 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 【対象者】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。具体的には次のような例が挙げられる。 (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 (2) 50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者。 (3) (1) 及び (2) のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者によるアセスメント（原則1年以内に実施されたもの）により、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（就労選択支援事業所がない地域においては、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者）。 (4) 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。 (5) 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。
--	--------------------------------	--

	就労定着支援 【法第 5 条第 16 項】	【内容】 就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行う。 【対象者】 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が 6 月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して 6 月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して 6 月）を経過した障がい者。
	自立生活援助 【法第 5 条第 17 項】	【内容】 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。 【対象者】 居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障がい・疾病等、当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、上記の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。 (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者。 ※児童福祉施設に入所していた 18 歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた 15 歳以上の障がい者みなしの者も対象。 (2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者。 (3) 精神科病院に入院していた精神障がい者。 (4) 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者。 (5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者。 (6) 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者。 (7) 現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により、当該家族等による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。 (8) 同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者。

	共同生活援助 【法第5条第18項】	【内容】 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行う。 【対象者】 障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。） なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、 （１）在宅の障がい者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること。 （２）共同生活援助の利用対象者とする身体障がい者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としないこと。
地域生活支援事業	外出介護 （身体介護を伴う） ※外出介護事業 ガイドライン参照	【内容】 在宅で生活する単独では外出が困難な障がい者（児）が、社会生活上の必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、介護者を派遣して外出時に必要となる移動の介助及び身の回りの介護を行う。 【対象者】 ＜知的障がい者・精神障がい者＞ 以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者。 ※障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態。 （１）移動時において、知的障がい又は精神障がいにより常時直接的な介助を必要とする者。 （２）日常の意思決定又は意思の伝達（コミュニケーション）に何らかの支援を必要とする者。 ＜身体障がい者・難病等の者＞ 以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者。 ※障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態。 （１）身体障がい者手帳１・２級（これに相当するものとして、市長が特に必要と認める者を含む。）を所持する者、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者。 （２）障がい支援区分３以上又は要介護２以上の者。 （３）移動に何らかの介助を必要とする者。 （４）排泄又は食事に何らかの介助を必要とする者。

外出介護 (身体介護を伴わない) ※外出介護事業 ガイドライン参照	【内容】 在宅で生活する単独では外出が困難な障がい者（児）が、社会生活上の必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、介護者を派遣して外出時に必要となる移動の介助及び身の回りの介護を行う。 【対象者】 <知的障がい者・精神障がい者> 移動又は日常の意思決定・意思の伝達（コミュニケーション）のいずれかに支援を必要とし、外出に何らかの支援を必要とする者。 ※障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態。 <身体障がい者・難病等の者> 以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者。 ※障がい児にあつては、これに相当する心身の状態。 (1) 身体障がい者手帳 1・2 級（これに相当するものとして、市長が特に必要と認める者を含む。）を所持する者、又は難病等で二肢以上に麻痺等ある者。 (2) 障がい支援区分 3 以上又は要介護 2 以上の者（視覚障がい者を除く）。 (3) 移動に何らかの介助を必要とする者。 (4) 買い物や交通機関の利用など、外出時において何らかの介助を必要とする者。
日中一時支援	【内容】 日中における障がい者（児）の一時的な見守り及び活動の場の確保並びに家族の就労支援、日常的な介護者の一時的な休息の確保等の支援を行う。 【対象者】 以下のいずれにも該当する者。 (1) 障がい支援区分 1 以上の者又は障がい児支援区分 1 以上の障がい児。 (2) 原則として、単身世帯でない者。
地域活動支援センター Ⅱ型	【内容】 雇用及び就労が困難な在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。 【対象者】 障がい支援区分 1 以上の者。
訪問入浴サービス	【内容】 身体障がい者（児）の生活を支援するため、利用者の居住地へ入浴車を派遣してサービスを提供し、身体障がい者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。 【対象者】 以下のいずれにも該当する者。 ※障がい児にあつては、これに相当する心身の状態。 (1) 身体障がい者手帳 1 級（これに相当するものとして、市長が特に必要と認める者を含む。）の所持者又は難病等の者。 (2) 常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難、かつホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者。 (3) 入浴可能な健康状態にある者（医師の意見書を市に提出し、市が認めた者）。

地域 相 談 支 援 給 付	地域移行支援 【法第 5 条第 21 項】	【内容】 障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行う。 【対象者】 市が障がい支援区分認定調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、障がいの程度を含めた心身の状況等を把握した上で、以下のいずれかに該当すると認められる者。 (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者。 ※児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障がい者支援施設等に入所する 15 歳以上の障がい者みなしの者も対象。 (2) 精神科病院に入院している精神障がい者。 (3) 救護施設又は更生施設に入所している障がい者。 (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者（特別調整対象者のうち、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者。） (5) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者。
	地域定着支援 【法第 5 条第 22 項】	【内容】 居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障がい・疾病等や当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。 【対象者】 市が障がい支援区分認定調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、障がいの程度を含めた心身の状況等を把握した上で、以下のいずれかに該当すると認められる者。 (1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。 (2) 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 (3) 居宅において家族と同居している障がい者で、同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者。 ※共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外。 ※上記（1）又は（2）の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

障 が い 児 通 所 給 付	児童発達支援 【児法第6条の2の2第2項】	【内容】 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う。 【対象者】 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児で、具体的には次のような例が考えられる。 (1) 市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。 (2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童。 治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
	放課後等デイサービス 【児法第6条の2の2第3項】	【内容】 生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。 【対象者】 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
	居宅訪問型 児童発達支援 【児法第6条の2の2第4項】	【内容】 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他必要な支援を行う。 【対象者】 重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして次に掲げる状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。 (1) 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 (2) 重い疾病のため、感染症にかかる恐れがある状態にある場合
	保育所等訪問支援 【児法第6条の2の2第5項】	【内容】 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。 【対象者】 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市が認めた施設に通う又は入所する障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

IV. 支給量

1. 介護給付費

(1) 居宅介護

(ア) 身体介護

○ 基準最大支給量：区分 1・2（1 時間×19 回／月）

区分 3 以上（1.5 時間×19 回／月）

● 加算後最大支給量：家事援助とあわせて 124 時間／月

◆ 加算要件：以下のいずれか 2 つに該当すること。

- ① 重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者。
- ② 単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者。
- ③ 医師の指示により基準以上の支援が必要な者。
- ④ 住宅の状況により 1 回の介護に 1.5 時間以上の時間がかかる者。

■ 1 回あたりの時間の目安

複数の支援が必要な場合は、組み合わせ等を考慮し、以下のそれぞれの基準時間を参考として積算する。

介護の種類	基準時間	備考
入 浴	1.0 時間	全身清拭及びシャワー浴を含む。
食 事	0.25 時間	
起床(就寝)	0.5 時間	起居動作、整容、排泄等の一連の行為を含む。
排泄介助	0.25 時間	
体位交換	0.25 時間	

(イ) 家事援助

○ 基準最大支給量：1.5 時間×14 回／月

● 加算後最大支給量：身体介護とあわせて 124 時間／月

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

■ 1 回あたりの時間と週あたり回数の目安

- ① 複数の支援を可能な限り効率的に組み合わせることとし、以下のそれぞれの基準時間を参考として積算する。
- ② 訓練を目的として本人も一緒に行う場合においては、ヘルパーのみで行うよりも時間がかかることから、時間や回数を考慮することができる。

家事の種類	1 回あたり時間	週あたり回数	備考
調 理	0.5 時間		
買 物	0.5 時間	週 2 回	
掃 除	0.5 時間	週 2 回	利用者本人が使用する部分のみ
洗 濯	0.5 時間	週 2 回	洗濯、干す、たたむ、収納等を含む

※ 家事援助として不適切なものの例・・・利用者以外に係わる部分の家事、大掃除など。

(ウ) 通院等介助（身体介護を伴う・伴わない）

○ 基準最大支給量：10 時間／月

● 加算後最大支給量：通院に必要な時間数／月

◆ 加算要件：医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

※ 共同生活援助と併給する場合の利用回数は、2 回／月を限度とする。（慢性の疾患等を有する障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。）

(エ) 通院等乗降介助

○ 基準最大支給量：10 回／月

● 加算後最大支給量：通院に必要な回数／月

◆ 加算要件：医師の指示により 10 回／月以上の通院が必要な者

※ 共同生活援助と併給する場合の利用回数は、2 回／月を限度とする。（慢性の疾患等を有する障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。）

(2) 重度訪問介護

○ 基準最大支給量：8 時間×31 回／月（うち外出時の移動加算可能時間：4 時間×31 回／月）

● 加算後最大支給量：介護に必要な時間数／月

（うち外出時の移動加算可能時間：4 時間×31 回／月）

◆ 加算要件：以下のいずれにも該当する者

① 障がい支援区分 5 以上である者。

② 単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者。

(3) 同行援護

○ 基準最大支給量：10 時間／月

● 加算後最大支給量：生活に必要な外出+50 時間／月（18 歳以上）

+余暇 30 時間／月（18 歳未満）

① 「生活に必要な外出」とは、通院、官公庁や金融機関への外出、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等での外出とし、これらの外出以外は「余暇」として支給量を計算する。

② 18 歳未満の外出の範囲等については、「宮崎市外出介護事業ガイドライン」の「5 外出の範囲等」「18 歳未満（児童）の場合」を準用する。

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(4) 行動援護

○ 基準最大支給量：10 時間／月

● 加算後最大支給量：50 時間／月

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(5) 重度障害者等包括支援

○ 基準最大支給量：80,000 単位／月

● 加算後最大支給量：102,000 単位／月

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(6) 療養介護

○ 基準最大支給量：当該月の日数

(7) 短期入所

○ 基準最大支給量：8 日

● 加算後最大支給量：31 日

◆ 加算要件：以下のいずれかに該当する場合

① 主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合。(医師の診断書等が必要。)

② 家族に急病等が発生し、介護を行う介護者がいない場合。(医師の診断書等が必要な場合あり。)

③ 主介護者の心身状況等を勘案した際に、8 日以上 の支給量が必要と認められる場合。
(医師の診断書等が必要な場合あり。)

④ 本人の心身状況等に異常が発生し、かつ在宅では生活が困難な場合。
(医師の診断書等が必要な場合あり。)

(8) 生活介護

○ 基準最大支給量：当該月の日数－8 日

● 加算後最大支給量：31 日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(9) 施設入所支援

○ 基準最大支給量：当該月の日数

2. 訓練等給付

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

○ 基準最大支給量：当該月の日数－8 日

● 加算後最大支給量：31 日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(2) 宿泊型自立訓練

○ 基準最大支給量：当該月の日数

(3) 就労選択支援

○ 基準最大支給量：当該月の日数－8 日

● 加算後最大支給量：31 日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(4) 就労移行支援

○ 基準最大支給量：当該月の日数－8 日

● 加算後最大支給量：31 日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(5) 就労継続支援（A型・B型）

○ 基準最大支給量：当該月の日数－8 日

● 加算後最大支給量：31 日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(6) 就労定着支援

- 基準最大支給量：当該月の日数

(7) 自立生活援助

- 基準最大支給量：当該月の日数

(8) 共同生活援助（グループホーム）

(ア) 基本部分

- 基準最大支給量：当該月の日数

(イ) 受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る）

- 基準最大支給量：障がい支援区分 2（150 分／月）
障がい支援区分 3（600 分／月）
障がい支援区分 4（900 分／月）
障がい支援区分 5（1,300 分／月）
障がい支援区分 6（1,900 分／月）

※ 以下のいずれかに該当する場合であって、基準最大支給量の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合は、基準最大支給量を超える支給決定を行うことができる。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは希望する利用者のすべてが障がい支援区分 2 以下である場合。
- ② 障がい支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、基準最大支給量を越えた支給決定が必要であると市が認めた場合。

3. 地域生活支援事業

(1) 外出介護（伴う・伴わない）

- 基準最大支給量：10 時間／月

- 加算後最大支給量：生活に必要な外出＋余暇 30 時間／月

- ① 四肢麻痺等により移動に著しい困難を有する者については、加算後最大支給量の余暇目的での利用分を 40 時間／月とする。
- ② 同行援護の対象となる視覚障がい者がグループ支援を受ける場合にあつては、加算後最大支給量の余暇目的での利用分を 50 時間／月とする。
- ③ 「生活に必要な外出」とは、通院、官公庁や金融機関への外出、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等での外出とし、これらの外出以外は「余暇」として支給量を計算する。

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、目的や時間の算定可否を考慮して市が必要と認めた場合。

(2) 日中一時支援

- 基準最大支給量：20 単位／月

日中活動系サービス（児童発達支援を除く。）を支給決定されている場合は、下表のとおり支給量調整あり。

- 加算後最大支給量：28 単位／月

- ① 日中活動系サービス（児童発達支援を除く。）を支給決定されている場合は、下表のとおり支給量調整あり。
- ② ひとり親世帯で就労や病気等のため介護が困難な場合（主介護者の心身状況等を勘案した際に、

ひとり親世帯と同等の状況である場合を含む。)は、下表のとおり支給量の上乗せを可能とする。
 ③ 就学児の長期休暇時については、その年の長期休暇の期間等に応じて別途定める。

◆ 加算要件：以下のいずれかに該当する場合

- ① 両親の就労等の理由で介護が困難な場合。
- ② 主介護者の心身状況等を勘案した際に、基準最大支給量以上の日中一時支援の利用が必要と認められる場合（主介護者の産前産後2ヶ月間を含む。）。

■ 日中活動系サービスの支給決定日数による支給量調整表
 (児童発達支援を除く。)

支給決定日数	基準最大支給量	加算後最大支給量 ()内はひとり親世帯
通所なし	20 単位/月	28 単位/月 (40 単位/月)
週 1 日	20 単位/月	24 単位/月 (32 単位/月)
週 2 日	20 単位/月	24 単位/月 (32 単位/月)
週 3 日	20 単位/月	20 単位/月 (24 単位/月)
週 4 日	20 単位/月	20 単位/月 (24 単位/月)
週 5 日	10 単位/月	10 単位/月 (20 単位/月)

■ 生活介護や短期入所の支給日数との振り替えについて

重症心身障がい児（者）や医療的ケアが必要な障がい児（者）で、生活介護や短期入所の利用事業所が限られており、通所利用に制限がある場合（週4日以上利用できる場合を除く。）や短期入所の利用に制限がある場合などについては、日中一時支援との振り替え（生活介護1日当たり日中一時支援2単位、短期入所1日当たり日中一時支援4単位）を行うことができる。

■ 障がい児の支給決定について

児童においては、家庭で過ごす時間も重要であることを考慮し、真に必要性があることを確認した上で決定する。

(3) 地域活動支援センターⅡ型

- 基準最大支給量：23 日
- 加算後最大支給量：31 日
- ◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(4) 訪問入浴サービス

- 基準最大支給量：3 回/週
- 加算後最大支給量：4 回/週
- ◆ 加算要件

- ① 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児（者）。
- ② 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

4. 地域相談支援給付

(1) 地域移行支援

- 基準最大支給量：当該月の日数

※ 地域移行支援は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、支給決定期間を6ヶ月までとしている。この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月の範囲内で支給決定期間

の更新が可能である。

(2) 地域定着支援

- 基準最大支給量：当該月の日数

5. 障がい児通所支援給付

(1) 児童発達支援

- 基準最大支給量：23 日（週 5 日までとする）
- 加算後最大支給量：31 日
- ◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(2) 放課後等デイサービス

- 基準最大支給量：23 日（週 5 日までとする）
- 加算後最大支給量：31 日
- ◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

- 基準最大支給量：23 日（週 5 日までとする）
- 加算後最大支給量：31 日
- ◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(4) 保育所等訪問支援

- 基準最大支給量：2 週間に 1 回程度（月概ね 2 回）
- 加算後最大支給量：障がいのある子どもの状態に応じて必要な日数
- ◆ 加算要件：以下のいずれかに該当する場合
 - ① 初回の利用で、障がい児と訪問先との関係構築に時間を要する場合。
 - ② 環境の変化などにより、集団生活において障がい児の状態が安定するまで継続して支援が必要と認められた場合。
 - ③ 障がい児の状態が不安定で、集団生活において不適応が生じているなど、緊急性が高く濃密に支援が必要な場合。

V. 留意事項

1. 有効期間について

(1) 基本的な考え方

(ア) 複数のサービスを併給する場合の支給決定の有効期間は、短い方の有効期間と同一期間とする。

(イ) 地域生活支援事業のサービスを併給する場合の支給決定の有効期間は、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の有効期間と同一期間とする。ただし、地域生活支援事業のサービスのみの場合は最長 1 年間とする。

(ウ) 計画相談支援給付費の支給期間についても、サービスの支給決定の有効期間と同一期間とする。

(エ) 支給決定の有効期間が最長 3 年間の場合であっても、当該期間内に障がい支援区分の有効期間や標準利用期間の終期が到来する場合は、その終期に支給決定の有効期間の終期を合わせる。

(オ) 利用者負担に関する事項については、前年の収入を基礎として1年に1回の見直しが必要であることから、従来どおり1年に1回の受給者証の更新手続きが必要である（利用者負担上限月額の適用期間は、従来どおり最長1年間とする。）。

(2) 有効期間の設定

(ア) 介護給付

最長1年：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所

最長3年：療養介護、生活介護、施設入所支援

(イ) 訓練等給付

最長3ヶ月：共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助に限る。）

最長1年：自立訓練、就労移行支援（養成施設を除く）、就労定着支援、自立生活援助、就労継続支援A型（支給決定時に65歳以上の者）、共同生活援助（体験利用）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳未満の者）、

最長2年：共同生活援助（地域移行支援型ホーム）

最長3年：共同生活援助（共同生活型）、就労継続支援A型（支給決定時に65歳未満の者）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳以上の者）

最長5年：就労移行支援（養成施設）

(ウ) 地域相談支援給付

最長6ヶ月：地域移行支援

最長1年：地域定着支援

(エ) 障がい児通所支援給付

最長1年：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

2. 標準利用期間を超える更新決定等の取扱について

(1) 標準利用期間について

障がい福祉サービスのうち、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしている。この1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間を更新することができる。

サービス名	標準利用期間
自立訓練 (機能訓練)	1年6ヶ月間（頸椎損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある場合は、3年間。）
自立訓練 (生活訓練・宿泊型自立訓練)	2年間（長期入院（概ね1年）していた、又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間。）
就労移行支援	2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間。）
就労定着支援	3年間（就労継続期間が6月以上3年6月未満の障がい者が利用対象になるが、その場合の利用期間は3年6月から就労継続期間を除いた期間。）
自立生活援助	1年間

※自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援については、標準利用期間中に何らかの理由で支給決定を取消した場合であって、その後、改めて同一サービスの利用希望があり支給決定を行う場合は未利用期間の範囲内で標準利用期間を設定する。

（２）標準利用期間の更新（延長）について

①標準利用期間の更新の取扱い

標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間の更新が可能である（原則１回。ただし、自立生活援助については、市町村審査会の個別審査等を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。）が、就労定着支援については３年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

さらに、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）において、複数の障がい者を有する障がい者が、それぞれの障がい特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であって、かつ、市町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最大１年間の更新に加え、さらに最大１年間（１回）の更新を可能とする。

②提出書類（自立生活援助は（ア）のみ。）

申請者は、原則として、サービス提供事業者が作成した以下の書類を標準利用期間終了日の１ヶ月前までに提出する。ただし、自立生活援助の場合は、（ア）のみ提出する。

（ア）標準利用期間を超える支給決定に係る理由書

（イ）個別支援計画案（更新した場合の計画）

（ウ）チェックリスト経過記録表

③更新可否の判断内容（②提出書類で判断）

サービス名	判 断 内 容
自立訓練 （機能訓練）	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域・在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であること。
自立訓練 （生活訓練）	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、若しくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
自立訓練 （宿泊型自立訓練）	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、帰宅後における具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、若しくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	更新時点で、一般就労への具体的な見通しがあること。（採用が内定している、現在、職場実習中である、今後具体的な職場実習の予定があるなど）
自立生活援助	単身等での生活を維持するため、さらに継続して具体的な調整や支援が必要であること。

④理由書の記載にあたっての留意事項

（ア）現在までの支援内容・経過

更新を希望するサービスの利用までの支援内容及びその経過について、概要を具体的に記載すること。

（イ）評価結果の概要

上記（ア）の支援経過を踏まえて残った課題（十分に成果が得られなかった点等）を具体的に記載すること。

(ウ) 更新（延長）が必要となる理由

サービスを継続することが必要である固有の理由（引き続きサービスを提供することによる改善効果等）を具体的に記載すること。通所先が必要等といった日中活動サービス全般にかかる必要性は認められない。

(エ) 更新後の支援スケジュール・見通し

更新後の具体的な支援スケジュール、その見通し（目標達成）について記載すること。就労移行支援は、具体的な就労までに至るスケジュールを、自立訓練（機能訓練、生活訓練）は訓練終了後の生活を見据えたスケジュールを記載すること。

3. 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援の標準利用期間の再設定について

(1) 標準利用期間の再設定の対象

自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、過去にサービスを利用した者であっても、以下のいずれかに該当する場合は標準利用期間の再設定を行うことができるものとする。

①前回の支給決定の有効期間終了月から1年以上経過している場合。

②前回の支給決定の有効期間終了以降、対象者の生活環境や障がい状況の変化等があり、再度の支給決定によってサービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合。

(2) 標準利用期間を再設定する場合の期間

上記「(1) 標準利用期間の再設定の対象」に該当し、標準利用期間を再設定する場合の期間は、「2. 標準利用期間を超える更新決定等の取扱について(1) 標準利用期間について」の表の記載のとおりとする。

(3) 提出書類

申請者は、原則として、指定特定相談支援事業者が作成した「標準利用期間の再設定に係る理由書」を提出する。

4. 就労選択支援の支給決定期間等について

(1) 基本的な考え方

支給決定期間は原則1ヶ月とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は最長2ヶ月とする。

(ア) 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合。

(イ) 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1ヶ月以上の時間をかけた観察が必要な場合。

(2) 支給決定期間の更新について

1ヶ月で支給決定後、上記(ア)又は(イ)に該当する場合は、さらに1ヶ月更新(1回)することができる。なお、当初の支給決定期間が2ヶ月の場合は更新できない。

(3) 支給の再決定について

以下のいずれかに該当する場合は、再度支給決定を行うことができる。

(ア) 前回の支給決定の有効期間終了月から1年以上経過している場合。

(イ) 前回の支給決定の有効期間終了以降、対象者の就労ニーズや障がい状況の変化等があり、再度の支給決定によってサービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合。

(4) 中立性の確保

就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新、事業所の変更をするため、就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。

4. 暫定支給決定について

(1) 基本的な考え方

訓練等給付（就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練）に係る支給決定については、障がい者本人の希望を尊重し、能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、事業の継続利用についての本人の意向確認及び利用の適性についての客観的な判断を行うために2か月以内の暫定支給決定期間を設定する。

暫定支給決定期間終了の10日前までに、アセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実施実績及びその評価結果をとりまとめたものをサービス提供事業者から徴収する。

支給決定においては、暫定支給決定期間と本支給決定期間を合わせた期間で決定することを基本とし、サービス提供事業者からの評価結果に基づき支給決定の取消しの可否を判断する。

(2) 対象サービス

(ア) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

ただし、基準該当自立訓練（機能訓練、生活訓練）及び共生型自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用者については暫定支給決定を要しない。

(イ) 就労移行支援

ただし、就労移行支援（養成施設）については、当該養成施設においてあらかじめ選考試験等により対象者が選考されるため、暫定支給決定を要しない。

(ウ) 就労継続支援A型

雇用契約を締結せずに就労継続支援A型事業所を利用する者については、将来的に雇用契約への移行が期待できる障がい者であることから暫定支給決定を行う。

なお、以下に掲げる場合には、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われるものとし、本支給決定期間のみの支給決定を行うことを可能とする。

①現在、就労継続支援A型を利用している障がい者が他の市町村に転居する場合

ただし、転居前に利用していた就労継続支援A型事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

②就労移行支援を利用していた障がい者が就労継続支援A型の利用を希望する場合

ただし、当該就労移行支援事業所から利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

③就労選択事業所等によるアセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できる場合

(3) 暫定支給決定期間

暫定支給決定期間は2ヶ月を上限として、支給決定を行う。

5. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号、障障発第0328002号）に基づいて判断する。

介護保険の被保険者である 65 歳以上の障がい者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40 歳以上 65 歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障がいが増加に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第 7 条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。

（1）基本的な考え方

①優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 2 条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

②介護保険サービス優先の捉え方

ア サービスの内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障がい者が同様のサービスを希望する場合でも、必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障がい福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、外出介護の余暇支援等）については、当該障がい福祉サービス等の利用を認める。

③具体的な運用

申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業が利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することを可能とする。

ア 介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみにによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障がい者が実際に申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障がい者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障がい福祉サービスによる支援が必要と市が認める場合。

（2）介護保険サービス利用者の支給量について

（a）重度訪問介護

- 基準最大支給量：70 時間／月
- 加算後最大支給量：介護に必要な時間数／月
- ◆ 加算要件：以下のいずれにも該当する者
 - ① 障がい支援区分が区分 5 以上
 - ② 四肢麻痺等があり寝たきり状態にある者

(b) 居宅介護（身体介護）

- 基準最大支給量：30 時間／月
- 加算後最大支給量：45 時間／月
- ◆ 加算要件：以下のいずれにも該当する者
 - ① 障がい支援区分が区分 5 以上
 - ② 四肢麻痺等があり寝たきり状態にある者

(c) 同行援護

- 基準最大支給量：10 時間／月
- 加算後最大支給量：生活に必要な外出＋余暇 50 時間／月
 - ① 「生活に必要な外出」とは、通院、官公庁や金融機関への外出、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等での外出とし、これらの外出以外は「余暇」として支給量を計算する。
 - ② 介護保険施設や養護老人ホームなど、施設において看護・介護職員等により、適時、適切に介護サービスが包括的に提供されるべきとされている施設の入所者については、原則、基準最大支給量までとする。
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

(d) 外出介護

- 基準最大支給量：余暇 10 時間／月
- 加算後最大支給量：余暇 30 時間／月
 - ① 四肢麻痺等により移動に著しい困難を有する者については、加算後最大支給量を余暇 40 時間／月とする。
 - ② 同行援護の対象となる視覚障がい者がグループ支援を受ける場合にあっては、加算後最大支給量を余暇 50 時間／月とする。
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、目的や時間の算定可否を考慮して市が必要と認めた場合。

(3) 障がい福祉サービス等から介護保険への移行について

- (ア) 障がい福祉サービス等から介護保険サービスに速やかに移行できるよう、65 歳到達前から到達後は介護保険制度によるサービス利用が優先される旨を機会あるごとに伝え準備を促す。
- (イ) 65 歳到達日の 3 か月前に、市から本人あてに介護保険への移行案内文書を送付する。
- (ウ) 介護保険サービス事業所の見学及び体験等を含む移行期間として、障がい福祉サービス等の支給決定期間は 65 歳誕生日から 3 か月が経過した日の属する月の末日までとする。
ただし、特別の事情により移行期間内に介護保険サービスへの移行が困難と判断される場合は、事前に市と協議した上で移行期間を延長することができる。

(4) 障がい福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧

障がい福祉サービス等	適用関係
障がい者支援施設（生活介護＋施設入所支援）	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先 ※ただし、居宅の変更は利用者本人の負担も大きいことから、最大限考慮する。

居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障がい福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、 就労定着支援、自立生活援助、就労選択支援	障がい福祉サービス優先
自立訓練（生活訓練）	障がい福祉サービス優先
自立訓練（機能訓練）	介護保険優先
生活介護、地域活動支援センターⅡ型、 日中一時支援	介護保険優先
外出介護	障がい福祉サービス（地域生活支援事業） 優先 ※ただし、余暇目的での外出に限る。
訪問入浴サービス	介護保険優先

（５）介護保険対象者の生活介護利用についての考え方

（ア）支給量及び継続利用について

①利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない、あっても定員に空きがない、本人の心身の状況により受け入れ可能な介護保険サービス事業所がない場合は、当該事情が解消するまでの間の利用になることから、介護保険の支給限度額から計画された通所回数を超えないよう支給決定の際に調整する。

②65歳到達後も障がい福祉サービスの利用が認められた場合においても、引き続き利用可能な介護保険サービス事業所がないか検討し、見つかり次第介護保険サービスに移行することを原則とする。

更新時には継続して利用することが適当か否かについて、サービス等利用計画案等を勘案した上で判断することとする。

（イ）継続して利用する場合の聴き取り内容について

- ・概況（受傷、発症の経緯等）
- ・生活介護におけるサービスの提供内容（創作・生産活動の有無）及び支援経過
- ・要介護認定の有無
- ・介護保険サービスの検討状況

（ウ）継続して利用する場合の可否の判断基準

① 可：生活介護事業所において創作的活動及び生産活動を行っており、通所介護及び通所リハビリテーションでは同様の活動がなく、かつ生活介護事業所における創作的活動及び生産活動から得られる支援の具体的な効果（例：社会参加への意欲向上、規律ある生活、身体能力の向上及び維持、精神的安定）が期待されると判断できる場合。

② 否：支援内容とは直接かかわりが無い部分であり、必要と判断できない場合。

<例>

- ・（単に）介護保険を利用したくないため。
- ・自分はまだ若いので、高齢者ばかりのところに行きたくないため。
- ・慣れ親しんだ支援員、利用者がいるところがいいため。
- ・自宅から近く通いやすいため。
- ・自己負担が高いので、介護保険を利用したくないため。

（６）40歳から65歳未満の医療保険未加入者のうち介護保険の特定疾病に該当する方の取り扱い

40歳から65歳未満の医療保険未加入者のうち介護保険の特定疾病に該当する方については、障がい福祉サービスが優先となるが、介護保険が適用された場合に想定される支給限度額を勘案した上で、

可能な限り介護保険適用者との整合性に配慮した支給決定を行うこととする。

6. サービスの適用順位について

通院等でのサービスの利用については、① 介護給付、② 外出介護の順に適用するものとする。

また、視覚障がい者の場合で、居宅介護の通院等介助と同行援護のどちらも対象となる場合は、支援の形態をみながら支給決定するものとする。

7. サービスの併給について

障がい福祉サービスのニーズが多様であり、サービスの報酬が日額化され報酬の重複を防ぐこともできることから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障がい福祉サービス等の特定はしないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じて目標及び計画が策定されていることから、サービス等利用計画案等において併給の必要性が位置づけられ、かつ、市が特に必要と認める場合以外は、併給しないこととする。

8. 二人介護の考え方について（平成 18 年厚生労働省告示第 546 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定める。

【要件】

二人の居宅介護事業者により居宅介護等を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とする。

- （1）障がい者等の身体的な理由により、一人の居宅介護事業者による介護が困難と認められる場合。
- （2）暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- （3）その他、障がい者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合。

9. 支給の特例について

市が特に必要と認めた者は、支給決定基準にかかわらず支給決定することができる。

10. その他

その他、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。